

観光目的税（宿泊税）に係る 論点整理

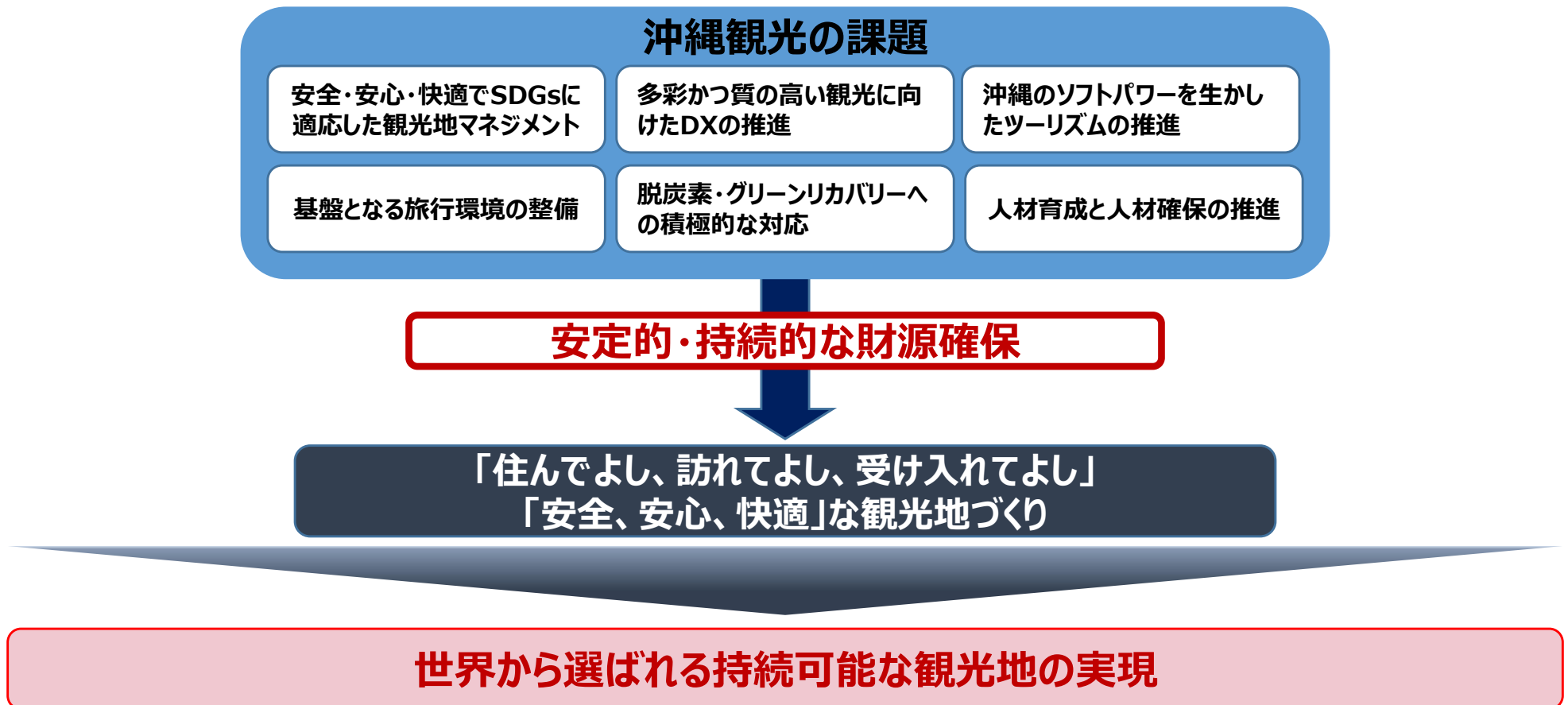
令和6年8月

沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課
総務部税務課

■ 観光目的税（宿泊税）導入の必要性

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向けては、消費単価の向上や滞在日数の延伸、食、交通、宿泊の満足度の向上、沖縄でしか味わえない歴史文化の体験等、付加価値の高い観光商品の造成や観光客の受入体制の整備、観光人材の育成・確保等に取り組むとともに、観光の質の向上のため、多様な旅行ニーズに対応した観光を促進し、MICEの振興、地産地消の促進などを通じて沖縄観光の高付加価値化を図る必要がある。

以下の課題に的確に対応し、沖縄県が目指す「世界から選ばれる持続可能な観光地」の形成を実現するためには、安定的かつ持続的な財源確保が求められる。



1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。法定外税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。その際、納税者の受益と負担の関係等に留意し検討する必要がある。

2 法定外税普通税

法定外税のうち、その税収を特定の目的に使用するものではなく、一般の財政需要に充てるために課される税をいう。受益と負担にかかわらず広く一般的な財源として活用できる税であるため、導入にあたっては慎重な判断と、県民に対するより丁寧な説明が求められる。

- (例)
- ・ 石油価格調整税（沖縄県）
 - ・ 核燃料税（福井県、愛媛県、佐賀県など）
 - ・ 宮島訪問税（広島県廿日市市）

3 法定外税目的税

→ 観光目的税は法定外目的税での導入を検討

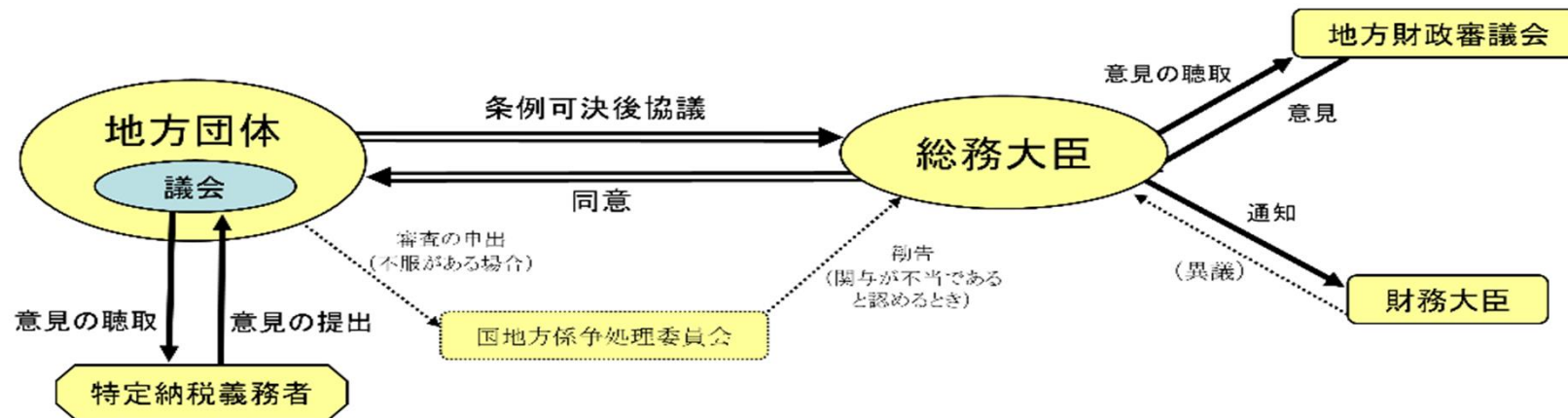
法定外税のうち、特定の事業の目的のために、その事業の実施により特に利益を受ける者に対して、当該費用に充てるために課される税をいう。目的税であるため、納税者にとって受益と負担の関係が明確となる。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により創設された。

- (例)
- ・ 宿泊税（東京都、大阪府、京都市など）
 - ・ 産業廃棄物税（沖縄県、福岡県など）
 - ・ 環境協力税（伊是名村、伊平屋村など）

4 法定外税新設の手続き

法定外税を新設しようとする場合は、条例可決後に総務大臣と協議を行い、同意を得る必要がある。



総務大臣の同意基準

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。

(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

■ 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について
（平成15年11月11日総務省自治税務局長通知）（抄）

第5. 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長および議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長および議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。

他自治体における宿泊税の概要

自治体名	目的	用途	税率	税込	宿泊料金課税免除	その他課税免除
東京都 (H14.10～)	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る費用に充てる	都内の観光スポット等を記載したウェルカムカード（9言語10種類）など全額を観光振興施策の費用に充当	宿泊料金 1人1泊 1万円～1.5万円未満 100円 1.5万円以上 200円	R1:約27億円 R4:約16億円 R6(当初予算) :約48億円	1万円未満 免除	なし
大阪府 (H29.1～)	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	・観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進 ・魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進	宿泊者 1人1泊 7千円～1.5万円未満 100円 1.5万円～2万円未満 200円 2万円～ 300円	R1:約12億円 R4:約11億円 R6(当初予算) :約27億円	7千円未満 免除	なし
福岡県 (R2.4～)	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	・受入環境の充実 ・観光資源の魅力向上 ・効果的な情報発信 ・市町村への財政的支援	宿泊料金 1人1泊 200円 ただし、福岡市、北九州市については、50円 その他市町村が導入する場合当該市町村 100円	R2:約6億円 R4:約13億円 R6(当初予算) :約19億円	なし	なし
京都市 (H30.10～)	国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	混雑対策、民泊対策、宿泊事業者支援、受入環境整備、京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	宿泊者 1人1泊 2万円未満 200円 2万円～5万円未満 500円 5万円～ 1,000円	R1:約41億円 R4:約30億円 R6(当初予算) :約48億円	なし	修学旅行 保育所 認定こども園 家庭的保育事業
金沢市 (H31.4～)	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興 ・観光客の受入れ環境の充実 ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興	宿泊者 1人1泊 5千円～2万円未満 200円 2万円～ 500円 ※R6.10.1から	R1:約8億円 R4:約7.8億円 R6(当初予算) :約8.9億円	5千円未満 免除 ※R6.10.1から	なし
倶知安町 (R1.11～)	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	・域内交通網の整備 ・ニセコ・羊蹄山の環境保全 ・安全・安心なリゾートの形成 ・観光インフラの整備	1人、1部屋または1棟 の宿泊料金の2%	R1:約1.8億円 R4:約2.4億円 R6(当初予算) :約5.0億円	なし	修学旅行 職場体験イン ターンシップ
福岡市 (R2.4～)	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てる	・九州のゲートウェイ都市機能強化 ・大型MICE等集客拡大 ・持続可能な観光振興	宿泊者 1人1泊 2万円未満 150円 2万円～ 450円	R2:約7億円 R4:約19億円 R6(当初予算) :約29億円	なし	なし
北九州市 (R2.4～)	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	・観光プロモーション、ブランディング ・観光資源の発掘、磨き上げ ・受入体制強化、MICE促進	宿泊料金 1人1泊 150円	R2:約1.8億円 R4:約3.3億円 R6(当初予算) :約4.5億円	なし	なし
長崎市 (R5.4～)	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	・受入環境の整備・充実 ・観光資源の魅力増進 ・国内外への情報（魅力）の発信	宿泊者 1人1泊 1万円未満 100円 1万円～2万円未満 200円 2万円～ 500円	R6(当初予算) :約3.3億円	なし	修学旅行

他自治体における宿泊税の概要

自治体名	目的	使途	税率	税込	宿泊料金課税免除	その他課税免除
ニセコ町 (R6.11施行予定)	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒やしのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光振興を図る施策に要する費用に充てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内交通の充実 ・ 宿泊事業者の地域環境負荷低減の促進・支援 ・ 観光協会組織強化、観光人材育成、観光のデジタル化推進 ・ 景観・環境保全対策 	宿泊者1人1泊 2万円未満 100円 2万円～5万円未満 200円 5万円～10万円未満 1,000円 10万円～ 2,000円 ※当分の間5,001未満100円	※推計税込 : 約1.6億円	なし	修学旅行
常滑市 (R7.1施行予定)	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させえうづける好循環を形成する費用に充てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者（宿泊者）の満足度向上（シャトルバス運行事業、観光地ウェルカムサイン等） ・ 来訪者（宿泊者）の増加促進（エリアMICE推進事業等） ・ 観光の好循環創出と加速（EBPMに向けた観光データ収集等） 	宿泊料金1人1泊 200円	※推計税込 : 約2.0億円	なし	なし
熱海市 (R7.4施行予定)	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる。	花火大会などのイベントの開催、フリーWi-Fiの整備	宿泊料金1人1泊 200円	※推計税込 : 約6.0億円	なし	年齢12歳未満の者 修学旅行
赤井川村 (R7.4施行予定)	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共インフラ補修及び新設整備等 ・ 村内観光振興 	宿泊者1人1泊 8千円～2万円未満 200円 2万円～ 500円	※推計税込 : 約0.4億円	8千円未満 免除	修学旅行

■ 観光目的税（宿泊税）に係る主な論点

1 税の使途

- 観光関連団体等から、宿泊税を徴収した後、どのように使われるのか具体的事例を示して欲しいとの指摘がある。
- 宿泊税で対応可能な取組を整理する必要がある。

2 税率設定のあり方

- 観光関連団体等から、定率制の導入を求められている。
- 「段階的定額」、「定率」について、税負担と受益のバランス、徴税コスト等の観点から検討しているところ。

3 課税免除

- 観光関連団体等から、宿泊料金による課税免除は、公平性の観点から設定しないよう求められている。
- 宿泊料金による課税免除について、その要否を含めて検討しているところ。

4 県と導入予定市町村の税率・税配分

- 導入予定市町村から県と導入予定市町村との税の配分は、県1：導入市町村3にして欲しいとの意見がある。
- 県と市町村の役割などを踏まえ、県と導入市町村の税率・税配分を検討しているところ。

■ 観光目的税（宿泊税）導入の目的

世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的として、観光客の満足度の高い受入体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり、観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興、地域社会の持続的な発展を通じて県民理解の促進による国内外からの観光旅行を促進、安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）等、観光振興を図る施策に要する経費に充てるため、観光目的税（宿泊税）を導入する。

「宿泊税」を
既存事業では十分に対応できない取組、
中長期的に実施する必要がある取組等に充当

＜宿泊税活用の視点＞
納税者に利益が還元される取組への充当

1 観光客の満足度の高い受入体制の充実強化

観光客が快適な観光を満喫できる受入環境の整備や利便性・満足度の向上に資する取組み

2 観光地における環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり

自然環境・歴史文化の保全、沖縄らしい景観に配慮した観光の推進する等魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくりに資する取組み

3 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興

独自の伝統文化やスポーツ等のソフトパワーを生かした多彩かつ質の高い観光の推進に資する取組み

4 地域社会の持続的な発展を通じて県民理解の促進による国内外からの観光旅行を促進

地域社会、経済、環境の3つの側面においてバランスのとれた持続可能な観光施策を推進し、県民に理解され世界から選ばれる観光地を形成する取組み

5 安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）

観光危機管理や海の安全対策など安全・安心で快適な観光を実現する取組み

6 市町村への配分（対象:税を導入しない市町村）

市町村が観光振興を図るための取組みに係る経費を配分する

これらの取組により、観光客・県内観光事業者、県民、それぞれの満足度を最大限に高める

世界から選ばれる持続可能な観光地の実現

観光目的税（宿泊税） 用途区分別の需要調査結果概要

○以下の需要調査結果は令和6年3月末時点
 ○県分について、改めて精査しているところ。特に、「観光人材確保・育成」、「観光2次交通対策」、「安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）」、「広域DMO支援」を重点的に取り組む予定。

◆6つの用途区分別の事業額

用途区分	県全体	うち県分	うち市町村分
①観光客の満足度の高い受入体制の充実強化	約42億円 (4,153,598千円)	2,103,706千円	2,049,892千円
②観光地における環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり	約12億円 (1,209,223千円)	612,139千円	597,084千円
③観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興	約4億円 (374,963千円)	293,141千円	81,822千円
④地域社会の持続可能な発展を通じて県民理解の促進による国内外からの観光旅行を促進	約10億円 (957,056千円)	524,606千円	432,450千円
⑤安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）	約10億円 (1,085,486千円)	583,086千円	502,400千円
⑥市町村への配分 (対象:税を導入しない市町村)	※市町村分に含まれるため省略		
合計	約78億円 (7,780,326千円)	4,116,678千円	3,663,648千円

【参考】県分と市町村分の事業数及び事業費

県	文化観光スポーツ部	企画部	環境部	商工労働部	土木建築部	公安委員会	合計	市町村	合計
件数	38	7	2	5	5	2	59	件数	139
事業費	約30億円	約1.2億円	約0.5億円	約1.2億円	約7.3億円	約0.6億円	約41億円	事業費	約37億円

観光目的税（宿泊税）に係る需要調査結果（概要）

<p>①観光客の満足度の高い受入体制の充実強化</p>	<p>約42億円（見込） 県 約21億円 市町村 約21億円</p>	<p>②観光地における環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり</p>	<p>約12億円（見込） 県 約6億円 市町村 約6億円</p>
<p>観光客が快適な観光を満喫できる受け入れ環境の整備や利便性・満足度の向上に資する取組み</p> <p>○観光2次交通利用促進 ○宿泊施設等の受け入れ環境整備 ○観光人材確保支援（多言語化、キャッシュ化等） など</p>		<p>自然環境・歴史文化の保全、沖縄らしい景観に配慮した観光の推進する等魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくりに資する取組み</p> <p>○世界自然遺産地域活動支援 ○沖縄国際観光景観ネットワーク構築 ○サンゴ礁保全再生活動促進 ○美ら海クリーン活動支援 など</p>	
<p>③観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興</p>	<p>約4億円（見込） 県 約3億円 市町村 約1億円</p>	<p>④地域社会の持続可能な発展を通じて県民理解の促進による国内外からの観光旅行を促進</p>	<p>約10億円（見込） 県 約5億円 市町村 約5億円</p>
<p>独自の伝統文化やスポーツ等のソフトパワーを生かした多彩かつ質の高い観光の推進に資する取組み</p> <p>○歴史・伝統文化、芸能等を活用した観光コンテンツの造成 ○空手ツーリズム受入体制構築 ○スポーツコンベンション推進 など</p>		<p>地域社会、経済、環境の3つの側面においてバランスの取れた持続可能な観光施策を推進し、県民に理解され世界から選ばれる観光地を形成する取組み</p> <p>○サステナブルツーリズムの推進 ○県民理解の促進 ○DMO組織・機能強化 ○インバウンド観光客の文化理解促進 など</p>	
<p>⑤安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）</p>	<p>約10億円（見込） 県 約5億円 市町村 約5億円</p>	<p>⑥市町村への配分（対象:税を導入しない市町村）</p>	<p>※金額は市町村分の取組みに含まれるため省略</p>
<p>観光危機管理や海の安全対策など安全・安心で快適な観光を実現する取組み</p> <p>○観光危機管理対策 ○災害時等観光客避難支援 ○マリッジ事故防止対策 ○観光危機管理計画策定支援 など</p>		<p>市町村が観光振興を図るための取組みに係る経費を配分する。</p> <p>○税を導入しない市町村に対し、補助金又は交付金による配分を検討</p>	

徴税コスト等（税システム改修費、課税・徴収事務経費、制度の周知・広報費、特別徴収義務者への事務補助費）

※ 各取組に要する額については、今後、必要な行政需要があることを示すために、県・市町村調査の結果に基づき見込んでいる額である。

よって、宿泊税（観光目的税）を財源とした具体的な事業については、今後決定される課税要件と税収見込に応じて、事業実施年度の予算編成時に検討していくこととなる。

令和6年度沖縄県観光振興基金活用事業 一覧(当初予算事業)

(単位:千円)

NO	事業名	事業概要	全体 予算額	区分	担当課
1	【継続】 沖縄県観光振興基金運営事業	沖縄県観光振興基金の公正・中立な活用、効果的な活用を図るため沖縄県観光振興基金検討委員会を設置し、有識者や観光関連団体等から意見を聴取する。	1,232	第1号	観光政策課
2	【新規】 那覇空港観光2次交通対策事業	那覇空港における2次交通対策として、バス乗り場の環境整備や、繁忙期におけるレンタカー送迎車両スペースの確保に取り組む。	2,608	第1号	観光振興課
3	【新規】 災害時等観光客避難支援事業	台風等災害時に帰宅困難となった観光客の滞在先(ホテル・県有施設等)の確保及び備蓄支援を行う。	31,086	第1号	観光振興課
4	【継続】 観光2次交通結節点機能強化事業	観光2次交通結節点の設置に向け、北谷町で以下の実証事業を実施する。 ①実証事業に必要な交通広場の整備を行う。 ②実証事業として、交通広場を中心とした北谷町美浜エリアで周遊バス等を運行する。	142,719	第1号	観光振興課
5	【継続】 観光2次交通利用促進事業	沖縄観光の交通手段については、レンタカーが主流となっているものの、国際線の復便や車の免許を持たない観光客の観光2次交通を確保するため、繁忙期において、市町村、旅行事業者、交通事業者等が行う観光2次交通の確保(観光施設や観光地域を結ぶ運行等)に要する経費に対し、補助金を交付する。	18,105	第1号	観光振興課
6	【継続】 マリンレジャー事故防止調査対策事業	安全安心にマリンレジャーを楽しむための動画等を取りまとめたポータルサイト「おきなわマリンセーフティ」を観光客に周知するとともに、ライフセーバー等を活用した海の安全講習会を実施する。	108,913	第1号	観光振興課
7	【継続】 観光人材確保支援事業	観光事業者と求職者のマッチング機会を創出するとともに、観光現場で働く魅力を発信することにより、観光業界における人手不足の解消および就労意欲の向上を図る	211,592	第1号	観光振興課
8	【継続】 MICE受入体制強化等事業	県内MICE関連事業者の受入体制の強化を図り、国内外のMICE需要を取り込むため、専門的な人材の育成や専門家からの指導・助言を行うとともに、県内で開催されるMICEにおいて支援を通じて参加者の満足度向上を図る。	70,252	第1号	MICE推進課

令和6年度沖縄県観光振興基金活用事業 一覧(当初予算事業)

(単位:千円)

NO	事業名	事業概要	全体 予算額	区分	担当課
9	【新規】 世界自然遺産地域活動支援事業	世界自然遺産である沖縄島北部及び西表島の遺産価値を将来に渡って維持し、魅力ある観光地としていくため、民間主導による世界自然遺産地域の環境保全活動や利用ルールの普及啓発や、人材育成の取組に対する支援を行う。	5,700	第2号	自然保護課
10	【継続】 サンゴ礁保全再生活動促進事業	生物多様性の保全、観光資源・漁業資源として重要な価値を有しているサンゴ礁の保全を図るため、観光・レジャー事業者向けのサンゴ礁保全のための普及啓発を行う。	36,239	第2号	自然保護課
11	【継続】 しまじまの芸能を活用した文化観光コンテンツ創出事業	各地域の伝統芸能等に係る情報を収集し、WEBを活用して発信を行うとともに、「沖縄県伝統芸能祭」(屋内、文化財活用、ナイトコンテンツ等)を行うことにより、文化資源を活用した観光振興を図る。	43,697	第3号	文化振興課
12	【継続】 空手ツーリズム受入体制構築事業	沖縄空手を文化観光資源として活用して空手ツーリズムを推進し、国内外からの空手愛好家や観光客の受入体制構築及び強化を図る取組を行う。	36,317	第3号	空手振興課
13	【継続】 新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業	本県スポーツ市場の拡大に向け、スポーツコンベンションやスポーツツーリズムの強化が必要となるため、新たなコンテンツの開発に取り組み、地域経済の活性化を推進する。	22,110	第3号	スポーツ振興課
14	【継続】 サステナブルツーリズム推進事業	持続可能な観光(サステナブルツーリズム)を目指すため各エリアで起きている観光諸問題を解決し、観光客の受入と住民生活の質を確保を両立しつつ、地域の実情に応じた具体策を講じる。	28,406	第4号	観光振興課

合計 758,976 千円

観光目的税検討に当たっての留意事項について

▶ 法定外目的税創設時の趣旨・目的

【地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）】

「法定外目的税については、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る。その場合、国と事前協議を行うこととし、法定外普通税と同様、国との同意を要することとする。」

▶ 目的税について（受益者負担）

【金沢地裁判決（昭和28年11月7日）】

「地方税法にいう目的税とは、特定事業のために、その事業の実施により特に利益を受ける者に対して、右の費用に充てるために課される税をいう。」

▶ 租税の意義について

・租税の公益性

租税は、公共サービスの提供に必要な資金を調達することを目的とするものであり、それ以外の目的をもつ収入（罰金、科料など）とは区別される。

・租税の強制性

租税は、公共サービスの資金を強制的に納めさせるという権力性を有しており、一方的、強制的課徴金の性質をもっている。
租税の賦課・徴収は必ず法律又は条例の根拠に基づいて行われなければならない。

▶ 租税の基本原則

・公平の原則

租税について、受益と負担との対応関係をできるかぎり意識しながら税を徴収することが公平の理念に沿ったものとされている。

租税負担が公平というときの「公平」については、「負担能力に応じた公平（応能原則）」と、「受ける利益に応じた公平（応益原則）」の考え方があり、法定外目的税は後者の考え方を基本とする。

・簡素の原則

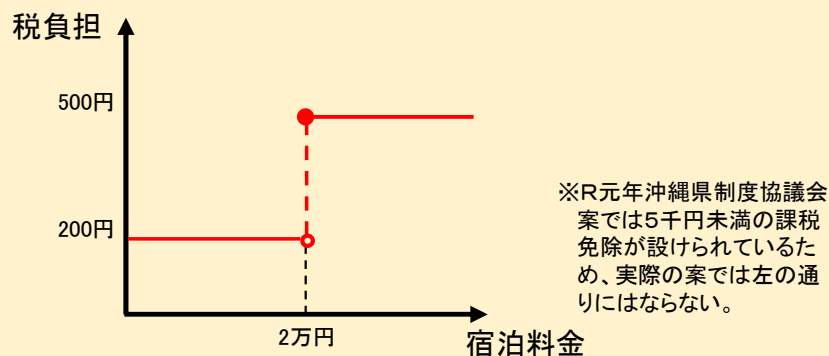
税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとする。税制が簡素で分かりやすいこと、自身の税負担の計算が容易であることが重要である。

税率に係る論点（概要）

- 令和6年8月時点において、宿泊税を先行して導入している13団体(総務大臣の同意を得ている宿泊税条例施行前の団体を含む。)のうち、税率を定額としている団体は12団体、定率としている団体は1団体である(本資料5, 6P参照)。
- 令和元年度に県の協議会が取りまとめた制度設計案においては、2段階定額(宿泊料金が1人1泊につき2万円未満:税額200円、2万円以上:500円)としているが、沖縄ツーリズム産業団体協議会からは定率(3%又は5%)を求める要望が出されており、導入予定の5市町村においても定率を求める意見となっている。

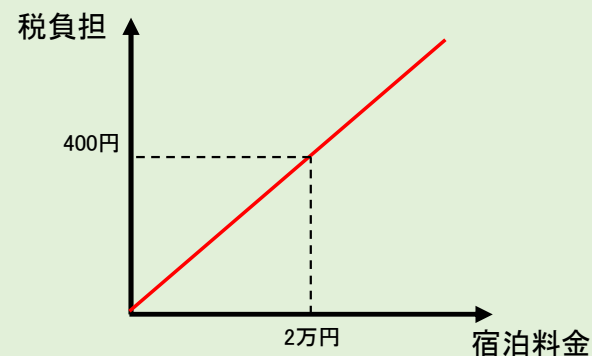
定額制

- 概要 宿泊料金に応じて予め定められた額を納めていただくもの
- 特徴
 - ・ 宿泊者の税額の確認が容易でわかりやすい。
 - ・ 低価格の宿泊料の場合の負担感が高い。
- 採用団体 東京都、大阪府、福岡県その他9団体
(R6.8時点、条例施行前の団体を含む。)
- 設定例 宿泊料金1人1泊
〔R元年沖縄県制度協議会案〕
2万円未満:200円
2万円以上:500円
- 税負担のイメージ(上記の設定例の場合)



定率制

- 概要 宿泊料金に率を乗じた額を納めていただくもの
- 特徴
 - ・ 低価格の宿泊料の場合の負担感が生じにくい。
 - ・ 消費税と課税標準を同じくすることになる。
- 採用団体 北海道倶知安町
(R6.8時点、条例施行前の団体を含む。)
- 設定例 宿泊料金1人1泊 2%
〔倶知安町参考〕
- 税負担のイメージ(上記の設定例の場合)



(参考) 税率設定に関する考え方

○ 税収額は、定額・定率いずれの場合でも財政需要額(県全体で約78億円(R6. 3時点))の範囲内とすることとなる。

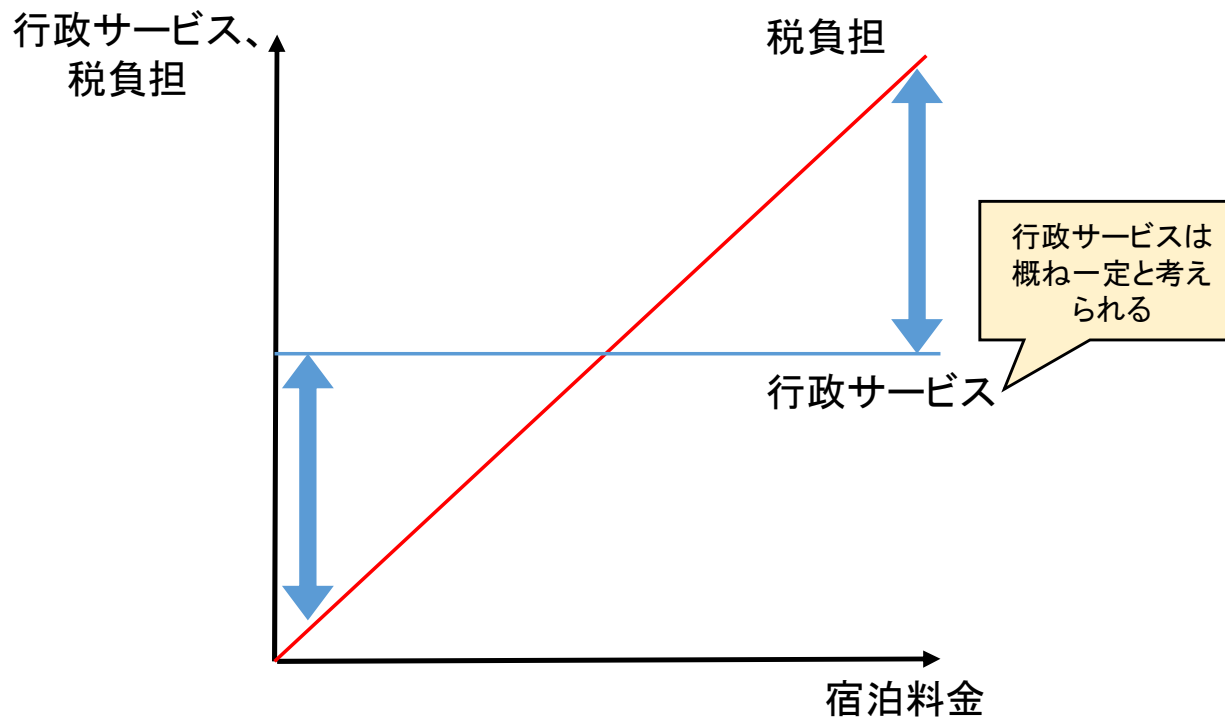
【参考資料】税率別 税収試算額

設定税率		宿泊料金 (5千円未満) による 課税免除	① 税収－徴税コスト		② 税収試算額	③ 徴税コスト	
			報償金3%の場合 A-B	報償金2.5%の場合 A-C	A	B 報償金3%の場合	C 報償金2.5%の場合
段階別 定額	【協議会案ベース】 (1) 5千円～2万円未満 200円 (2) 2万円～ 500円	有	60.4億円	60.7億円	64.1億円	3.7億円	3.4億円
	【協議会案見直しベース①】 (1) 5千円～2万円未満 200円 (2) 2万円～5万円未満 500円 (3) 5万円以上 1,000円	有	63.0億円	63.3億円	66.8億円	3.8億円	3.5億円
	【協議会案見直しベース②】 (1) 2万円未満 200円 (2) 2万円～5万円未満 500円 (3) 5万円以上 1,000円	無	77.0億円	77.5億円	81.8億円	4.8億円	4.3億円
	【ニセコ町参考ベース】 (1) 5千円未満 100円 (2) 5千円～2万円未満 200円 (3) 2万円～5万円未満 500円 (4) 5万円～10万円未満 1,000円 (5) 10万円以上 2,000円	無	69.8億円	70.1億円	74.3億円	4.5億円	4.2億円
定率	2%	有	69.4億円	69.8億円	73.4億円	4.0億円	3.6億円
		無	73.2億円	73.6億円	77.8億円	4.6億円	4.2億円
	3%	有	104.9億円	105.4億円	110.0億円	5.1億円	4.6億円
		無	111.0億円	111.6億円	116.8億円	5.8億円	5.2億円

税率に係る論点（定率制とする場合の懸念事項1：応益原則の観点）

- 導入を検討している宿泊税は法定外目的税であることから、受益と税負担の関係(応益原則)を考慮する必要がある。
- 宿泊者(観光客)が受ける行政サービスは、宿泊料金に関わらず概ね一定であると考えられる。
- 上記の前提で定率制の宿泊税を導入した場合、高額な宿泊料金を支払う宿泊者ほど受ける行政サービスと納める税負担に乖離が生まれ、過重な負担となる恐れはないか。

■ 定率制の宿泊税を導入した場合の宿泊者が受ける行政サービス(受益)と税負担の関係(イメージ)



■ 税率に係る論点（定率制とする場合の懸念事項2：特別徴収義務者の負担増の観点）

- 税率を定率で課税する場合は、宿泊者ごとに、宿泊料金に税率を乗じて税額を算定することとなるが、端数処理の設定方法によっては、1円単位の税額となることが考えられる。
- その場合、つり銭のため常に1円単位の現金を準備しておく必要があるが、特に、小規模離島では金融機関が郵便局のみの場合もあり、徴収手続に係る負担が大きくなる可能性があるのではないか。
- 上記の懸念を避けるため、端数処理の設定方法について検討することも考えられるのではないか。

◆ 1泊朝食付で消費税込み12,000円（うち食事代1,210円）の場合
北海道倶知安町の例（1人1泊宿泊料金の2%）

宿泊料金（素泊まり）の特定

素泊まり料金（消費税込み）：10,790円（12,000円－1,210円）



素泊まり料金（消費税抜き）：9,809円

宿泊料金の端数処理
（課税標準の算定）

課税標準：9,800円（100円未満切り捨ての場合）

税額計算
（課税標準×税率%）

税額：196円（9,800円×2%）

■ 税率について

令和元年度の制度設計案における税率設定案

■ 内容

【段階的定額制】 宿泊料金 1人1泊
2万円未満：200円
2万円以上：500円

■ 税率設定の経緯

- ・平成30年度の検討委員会において段階的定額と決定された。
- ・令和元年度の制度協議会においても検討委員会案が踏襲され、段階的定額と決定された。

論点のポイント

1. 税率設定は財政需要の範囲内とすること
2. 行政サービスと税負担のバランス
3. 簡素で分かりやすい税制（端数処理の設定方法についても含む。）
4. 特別徴収義務者への配慮

検討委員会で議論して頂きたい内容

- 定率制に対する懸念事項について
- 定額制と定率制のどちらが適切か
- 上限及び下限を設けることは可能か

■ 宿泊料金による課税免除について

令和元年度の制度設計案における税率案

■ 内容

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行及び当該学校の教育活動に参加しているもの
- (2) 前号に規定する当該学校が主催する修学旅行及び教育活動の引率者
- (3) 宿泊料金が1人1泊5千円未満の宿泊**

■ 宿泊料金による課税免除案を追加した経緯等

- 令和元年度に実施した宿泊事業者等への説明会での意見や県議会での質問を受け、
 - ・ 島しょ県沖縄の重要課題である離島振興の観点
 - ・ 観光目的税として徴収することが適当ではない、通院や冠婚葬祭、子どもの行事など観光目的以外の宿泊への配慮の観点から、同年度に実施した、県庁内の協議機関である「沖縄県法定外目的税制度協議会」での検討を経て、宿泊料金が1人1泊5千円未満の宿泊（※）について課税免除とする案を追加している。

※ 対象を「5千円未満の宿泊」としたのは、

- ・ 全ての離島住民を課税免除とすることは、税制度上、実務上の観点から困難と考えられたこと
- ・ 離島住民が通院目的で島外に宿泊するケース等への県などの支援事業の実績等が、宿泊費1泊あたり平均4千円台であったことを踏まえ、適正な税制度を確保しつつ離島住民へ配慮した仕組みとすることとしたもの。

検討委員会で議論して頂きたい内容

■ 宿泊料金による課税免除を設けないことについて

沖縄ツーリズム産業団体協議会意見(令和5年11月意見書)においては、「税負担の公平性の観点から、宿泊料金による課税免除は設けないこと」とされている。

■ 課税免除を設ける場合の設定方法について

マイナンバーカード等を活用し、離島住民又は沖縄県民の宿泊を一律課税免除とすることは考えられないか。

県と市町村の税率と税の配分について（案）

県は、市町村、民間事業者等と連携を図りながら、社会・経済・環境の三側面において調和が取れた沖縄観光の実現のため、安全・安心で快適な観光の実現、持続可能な観光地づくりや観光客の利便性・満足度の向上など全県的・広域的な観点から観光振興を実施することが求められている。

一方、市町村は、基礎自治体として観光客の受入体制の整備を図りながら、地域の観光資源を磨き上げ、住民生活と持続的な観光振興との調和を推進していくことが求められている。

沖縄観光振興施策に係る県と市町村の役割、使途に関する基本的な考え方、市町村の課税の意向などを踏まえ、県と市町村の税率や配分を検討する。

▶ 県の役割及び取組

- ◆ 安全、安心で快適な観光の実現、持続可能な観光地づくりや観光客の利便性・満足度の向上など全県的・広域的な観光振興の実施
- ◆ 市町村や民間事業者等による広域連携のコーディネート
- ◆ 市町村の観光振興に係る取り組みに対する支援 など

①観光旅客の受入の体制の充実強化

- ・観光2次交通利用促進
- ・観光危機管理対策
- ・観光人材確保支援
- ・マリンレジャー事故防止対策
- ・観光情報デジタル化推進

②観光地における環境及び良好な景観の保全

- ・沖縄国際観光景観ネットワーク構築
- ・サンゴ礁保全再生活動促進

③観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興

- ・しまじまの芸能を活用した文化観光コンテンツ創出
- ・空手ツーリズム受入体制構築

④地域社会の持続的な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進するための施策

- ・DMO組織・機能強化
- ・サステナブルツーリズム推進
- ・県民理解の促進 など

▶ 市町村の役割及び取組

- ◆ 地域の特色を活かした観光資源の磨き上げ
- ◆ 観光客の受入環境の充実
- ◆ 住民生活と持続的な観光振興との調和の推進 など

①観光旅客の受入の体制の充実強化

- ・災害時観光客対応強化
- ・インバウンド受け入れ強化
- ・民泊・宿泊施設等の受入環境整備
- ・Wi-Fi整備
- ・観光ガイド育成

②観光地における環境及び良好な景観の保全

- ・観光地美化等環境整備
- ・美ら海クリーン活動支援

③観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興

- ・歴史・伝統文化・芸能等を活用した観光コンテンツの造成
- ・スポーツコンベンション推進

④地域社会の持続的な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進するための施策

- ・観光協会支援
- ・民泊対策（違法民泊・騒音・ごみ問題） など

県と市町村の税率と税の配分について（案）

▶ 県と市町村の課税について

- ① 県・市町村とも行政需要は旺盛である。
- ② 観光目的税の導入を検討している市町村は、令和6年1月末現在、本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市となっている。
- ③ 県と市町村が同時に課税する場合、総務大臣の同意に係る処理基準により、納税者の過重な負担にならないよう配慮する必要があるため、導入する市町村と導入しない市町村とで、課税額に差がでない制度設計が必要。

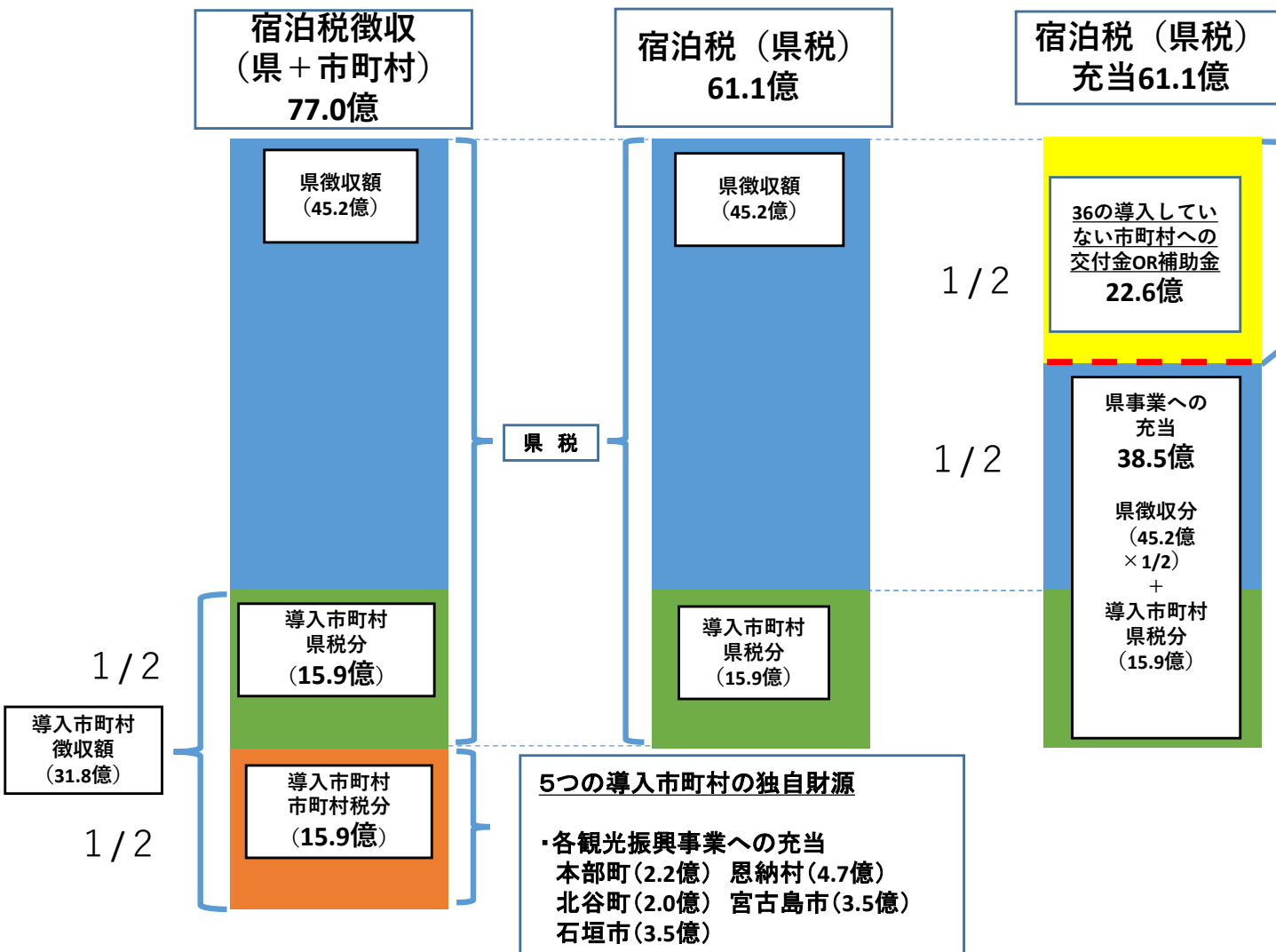
▶ 税率と宿泊税を導入しない市町村への配分について

- ① 県税である以上、県は責任のある管理執行及び効果的な収活用を図る必要がある。
- ② 県と市町村の税率については、令和元年10月に開催された「沖縄県法定外目的税制度協議会」で制度設計案において、市町村が独自に課税する場合には、県と市町村で1：1で課税することとしている。
- ③ 需要調査（令和6年3月取りまとめ）においては、県分約41億、市町村分約37億となっている。同調査結果を踏まえると県と市町村の税率・配分は1：1が適当であると考えられる。
- ④ 県が徴収した税のうち、宿泊税を導入しない市町村への配分については、徴収コストを除いたうえで、税率を考慮しながら検討する。

宿泊税の徴収及び市町村への配分イメージ①【比率1:1】※市町村別宿泊施設の収容人数で試算

- 税込77億円（200円、500円、1000円）における県と市町村の配分を試算
- 県と導入予定市町村の比率（1：1）
- 県と36市町村の比率（1：1）

配分額算定方法は、
 宿泊施設の数（納税実績）の他、
 ビッグデータによる旅行者実績、
 財政規模等を考慮し、補助金または
 交付金による配分を検討



【福岡県の事例】

- 1 宿泊税を課さない市町村に対し交付金を交付
- 2 交付対象事業は、観光の振興を図る事業
- 3 市町村に対する交付金の総額は、交付対象団体となる市町村域からの当該年度の宿泊税の収入見込額の2分の1に相当する額
- 4 各市町村に対する交付金については、宿泊者数（宿泊税納税実績）80%、旅行者数（ビッグデータ調査）20%で配分
- 5 ただし、最小交付金額は50万円になるよう調整

宿泊税の徴収及び市町村への配分イメージ②【比率1:3】※市町村別宿泊施設の収容人数で試算

- 税込77億円（200円、500円、1000円）における県と市町村の配分を試算
- 県と導入予定市町村の比率（1：3）
- 県と36市町村の比率（1：3）

配分額算定方法は、
 宿泊施設の数（納税実績）の他、
 ビッグデータによる旅行者実績、
 財政規模等を考慮し、補助金または
 交付金による配分を検討

